

# 「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案」の概要

## 1 趣旨

- 労働基準法（昭和22年法律第49号）第75条第2項の規定に基づく業務上の疾病の範囲については、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号。以下「労基則」という。）第35条に基づき同令別表第1の2に具体的に掲げられている。
- 今般、新たな医学的知見の公表等の状況等を踏まえ、平成25年6月から、「労働基準法施行規則第35条専門検討会」で検討を行い、7月3日に「労働基準法施行規則第35条専門検討会報告書」がとりまとめられたことから、同報告書を受けて、労基則別表第1の2について所要の改正を行う。

## 2 改正の内容

労基則別表第1の2（①は第4号、②～④は第7号）に以下の疾病を追加する。

- ① テレビン油にさらされる業務による皮膚疾患
- ② ベリリウムにさらされる業務による肺がん
- ③ 1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん
- ④ ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん

## 3 施行期日

平成25年10月1日（予定）

## 4 参考

本改正とあわせて、労基則別表第1の2第4号に基づき「厚生労働大臣が定めるもの」として別途定められている関連告示についても、所要の改正を行うこととしている。